

経常賦課金の単価が令和9年度より引き上げに



経常賦課金は、土地改良区の持続的な運営と農業水利施設などの維持管理を適正に行っていくために必要不可欠な原資となるものです。本区につきましては、賦課金収入以外にも多面的機能支払交付金事業の事務受託料収入や貸付地の土地貸付料収入、さらには太陽光発電事業による売電収入などもあり、これらを含めて事務費や維持管理などの運営費に充てるとともに、加えて、事業を行う際には有利な補助事業や制度を最大限活用するなどして、組合員の負担増を限りなく抑制する運営に努めてきました。こうしたこともあって、経常賦課金は平成7年度から約30年間何とか値上せずに行ってきました。

しかしながら、平成30年度から直近の7年間は当年度の収入で当年度の支出が賄えない支出超過の状況が続いており、基本財産などの積立資産を取り崩すなどして急場を凌ぐ財政上待ったなしの運営を強いられてきました。このため、昨年の理事会において設置した賦課金検討委員会等で「今後の賦課金のあり方」について緊急かつ重点的に討議を重ねてきたところです。

引き上げ額については、各土地改良区の賦課単価を参考にするとともに福島県土地改良事業団体連合会の経営診断において令和6年度の収支分析で経常賦課金が10a当たり866円不足しているとの指導も踏まえ、将来を見据えた経営安定化には、ここに一定額を上乗せして幅を持たせて運営するのが望ましいとの判断から、これまでの整備済、未整備の区分なく一律10a当たり2,500円の賦課としたものです。引き上げの時期は、もっと早い段階でその検討に入らなければならないところでしたが、米価の低迷などもあって、引き上げの議論を先延ばしせざるを得ない状況にありました。

良好な営農環境を維持・確立するためには土地改良区の持続的な運営が欠かせませんので、そのため、その生命線となる経常賦課金は令和9年度からの引き上げが必須であるとして令和8年3月23日の総代会において以下のとおり決議されました。

現在（令和8年度まで）

賦課種別	賦課面積 (ha)	10a当賦課額 (円)	賦課金額 (千円)
整備済(田)	1,041	1,500	15,615
未整備(田)	546	1,200	6,552
畑	48	400	192
合計			22,359



令和9年度以降

賦課種別	賦課面積 (ha)	10a当賦課額 (円)	賦課金額 (千円)
田	維持管理組合区域	2,500	37,575
	維持管理組合区域外	1,200	1,008
畑	48	400	192
合計			38,775